

## 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書

2018年7月に、望まない受動喫煙の防止を目的として健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2019年7月から第一種施設を対象とした一部施行、2020年4月1日から全面施行となりました。

この法律は、たばこが「吸える場所・吸えない場所」を施設類型毎にルール化して望まない受動喫煙を防止するものであり、決して禁煙推進や喫煙者排除を行うものではありません。

しかしながら、会津坂下町では国法の第一種施設施行時に自治体独自の受動喫煙防止対策に関する方針等を策定し、行政庁舎をはじめとする第一種施設に該当する公共施設は全ての施設で敷地内禁煙、駅前等の関係施設をはじめとする第二種施設およびその他の施設に該当する公共施設についても一部の除外施設を除き敷地内禁煙とするなど、国法の規制内容を著しく上回り「公共施設敷地からの喫煙者排除」「喫煙環境の整備等は民間に丸投げ」とも受け取れる措置が取られています。

そのため、喫煙する施設利用者や職員は、「近隣民間施設の喫煙場所や道路での喫煙」を余儀なくされている現状であり、私ども葉たばこ耕作農家やたばこ販売店にとってはお客様にご不便をおかけしていることが誠に残念でなりません。

一方、飲食店等をはじめとする民間施設においても、設置要件を満たす喫煙場所設置は、高額な費用が発生することから実現は困難であり、既存喫煙場所の撤去・縮小が加速すると予測されます。その結果、喫煙者は路頭に迷い、ポイ捨てや喫煙ルール無視の増加が危惧されるところです。

たばこは法律で認められている嗜好品であり、喫煙者は「たばこ税」を通して、国や地方自治体の財政に大きな貢献をしています。ご存じのとおり、貴町には、昨年の実績で1億5千8百万円余のたばこ税が納められており、町民の生活に大きく役立てていただいております。

昨年末にまとめられた「令和4年度与党税制改正大綱」や本年1月に総務省自治税務局より発出された「令和4年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項」では、「望まない受動喫煙を防止するためには公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組みは今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたい」旨も記載されているところです。

係る状況を踏まえて、私たちは、「望まない受動喫煙を防止し、喫煙者も非喫煙者もお互いが気持ちよく生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用して喫煙環境を整備」するよう、下記の事項について求めます。

### 記

1. 地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めること。
2. 地方たばこ税の一部を活用し、飲食店等取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当すること。
3. 地方たばこ税の一部を活用し、喫煙マナー向上に関する普及啓発など、「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充当すること。
4. 地方たばこ税の一部を活用し、「受動喫煙防止事業推進を目的とした、分煙環境整備」に活用できるよう、制度の整備・実施をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月10日

会津坂下町長 宛

会津坂下町議会